

原安 第 339 号  
平成23年10月31日

NPO法人市民オンブズマン連絡会議・佐賀  
共同代表 東島 浩幸 様  
畑山 敏夫 様

玄海原発プルサーマル裁判の会  
代表 石丸 初美 様

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会  
共同世話人 野中 宏樹 様

原発に依存しないエネルギーとまちづくり委員会・九州  
代表 藤田 祐幸 様

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事に対する要求書に対する回答について

2011年10月3日付けで提出のあった要求書について、別紙のとおり回答します。

## 10月3日付要求に対する回答

佐賀県が九州電力（株）に対して、本年7月8日に多久市で行った玄海原子力発電所2号機・3号機の再稼働に向けた緊急安全対策県民フォーラム開催に支出した県費697万2387円の弁償を求めるよう要求する。

(答)

当該フォーラムは、6月26日に開催された国主催による県民説明番組が、十分な議論を行うには時間が足りなかったという出演者の声や、番組を視聴した方々からの意見、議会における議論などを踏まえ、その続編として開催することとなったものです。

すなわち、当該フォーラムの主な目的は、出演者からの疑問点などを出してもらい、国がそれに答える形で緊急安全対策に関する議論を行っていただくことであり、九州電力による社員等への参加呼びかけにより、県民の意見表明や質問の機会が奪われた可能性があるかもしれないことをもって、フォーラムそのものが不成立というほど、フォーラムの趣旨が損なわれたものとは考えておりません。

したがって、九州電力に対し、県民フォーラムに支出した県費の弁償を求めることは考えておりません。